

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です。



その

身元調査は必要ですか？

なくそう部落差別



部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



大阪府 広報担当副知事
もずやん

本人以外の方に住民票等が交付された場合に知らせてくれる制度があります。本人通知制度の詳細についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。

【啓発にご協力いただいている団体】

大阪府教育委員会、大阪府市長会、大阪府町村長会、厚生労働省大阪労働局、経済産業省近畿経済産業局、国土交通省近畿地方整備局、一般社団法人大阪アドバタイジングエージェンシーズ協会、大阪企業人権協議会、一般社団法人大阪空気調和衛生工業協会、一般社団法人大阪建設業協会、大阪司法書士会、一般社団法人大阪府中小建設業協会、一般社団法人大阪賃貸住宅経営協会、一般社団法人大阪電業協会、大阪同和・人権問題企業連絡会、大阪土地家屋調査士会、一般社団法人大阪土地協会、大阪府行政書士会、一般社団法人大阪府建団連、大阪府社会保険労務士会、一般財団法人大阪府人権協会、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会、一般財団法人大阪府宅地建物取引士センター、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団、一般社団法人大阪府調査業協会、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会、大阪不動産マーケティング協議会、一般社団法人関西住宅産業協会、関西鉄道協会、JAグループ大阪人権啓発推進連絡会、一般社団法人近畿住宅産業協会、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部、日本海事代理士会近畿支部、一般社団法人日本広告業協会、日本弁理士会関西会、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会、一般社団法人不動産協会関西支部

大阪府調査規制条例

検索

